

議案第48号

大野市保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助  
金交付要綱案

令和3年6月28日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的とした、  
補助金交付要綱を制定する必要があるため

大野市保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年 月 日

大野市教育委員会

大野市保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添5。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大野市内に保育所又は幼保連携型認定こども園を設置する者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助の対象となる事業及び経費は、実施要綱3の(2)⑧に定める事業及び経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1 施設当たりの定員	補助金の額	上限額
19人以下	補助対象経費の10分の10以内	30万円以内
20人以上59人以下		40万円以内

60人以上

50万円以内

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大野市保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金交付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告の特例)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、前条に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者名

大野市保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金交付申請書

みだしの補助金を交付されたく、大野市保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
  
- 2 費用の内容 (1) 感染防止用消耗品等購入費 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 研修費・かかり増し経費 \_\_\_\_\_ 円
  
- 3 添付書類 (1) 領収書の写し  
(2) 研修費・かかり増し経費等の算定根拠のわかる資料  
(3) その他対象経費がわかる書類の写し